



プログラム①

JAS改正で課題解決を実現！ ～ 制定されたJASの見直しについて ～

一般社団法人日本基金 理事 木下 卓氏

株式会社バラの学校 代表取締役 中井 友實榮氏

FAMIC仙台センター 規格検査課 担当者

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

Food and Agricultural Materials Inspection Center (コミュニケーションネーム : FAMIC)

- 1. JASにできること**
- 2. 改正されたJASの概要と改正点**
- 3. ノウフクJASの改正の経緯等**
- 4. 事業者の取組み（インタビュー）**

JASとは

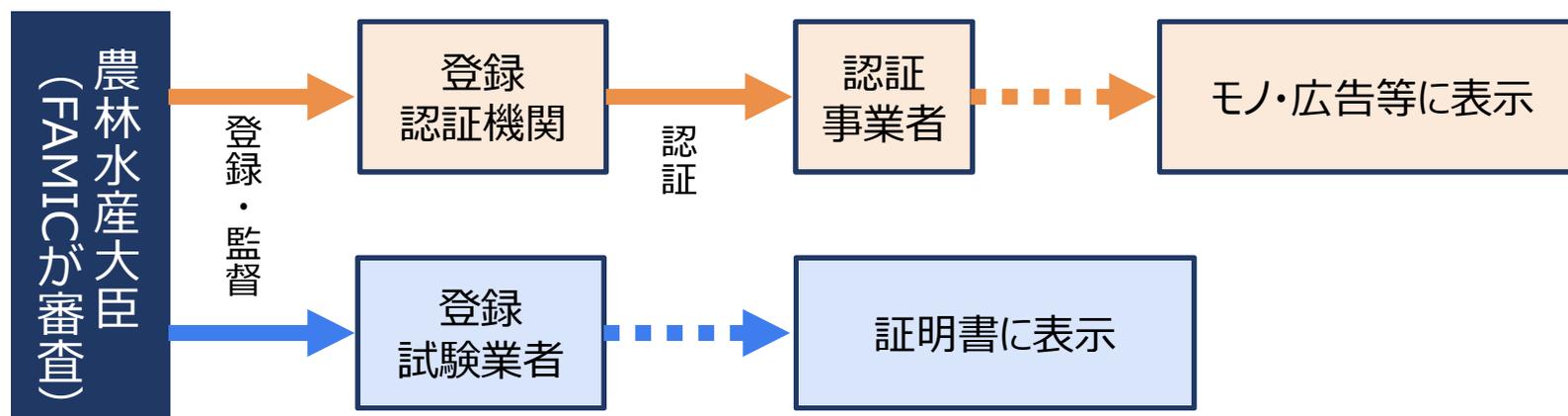


- ◆ 日本農林規格（Japanese Agricultural Standards）の略で、農林水産・食品分野において、農林水産大臣が定める国家規格
- ◆ 令和5年6月15日現在、92規格のJASが制定
- ◆ 平準化規格か／特色ある規格かといった観点から3種類のJASマークと、試験の結果に付けるマークが存在



JASマークをつけるには

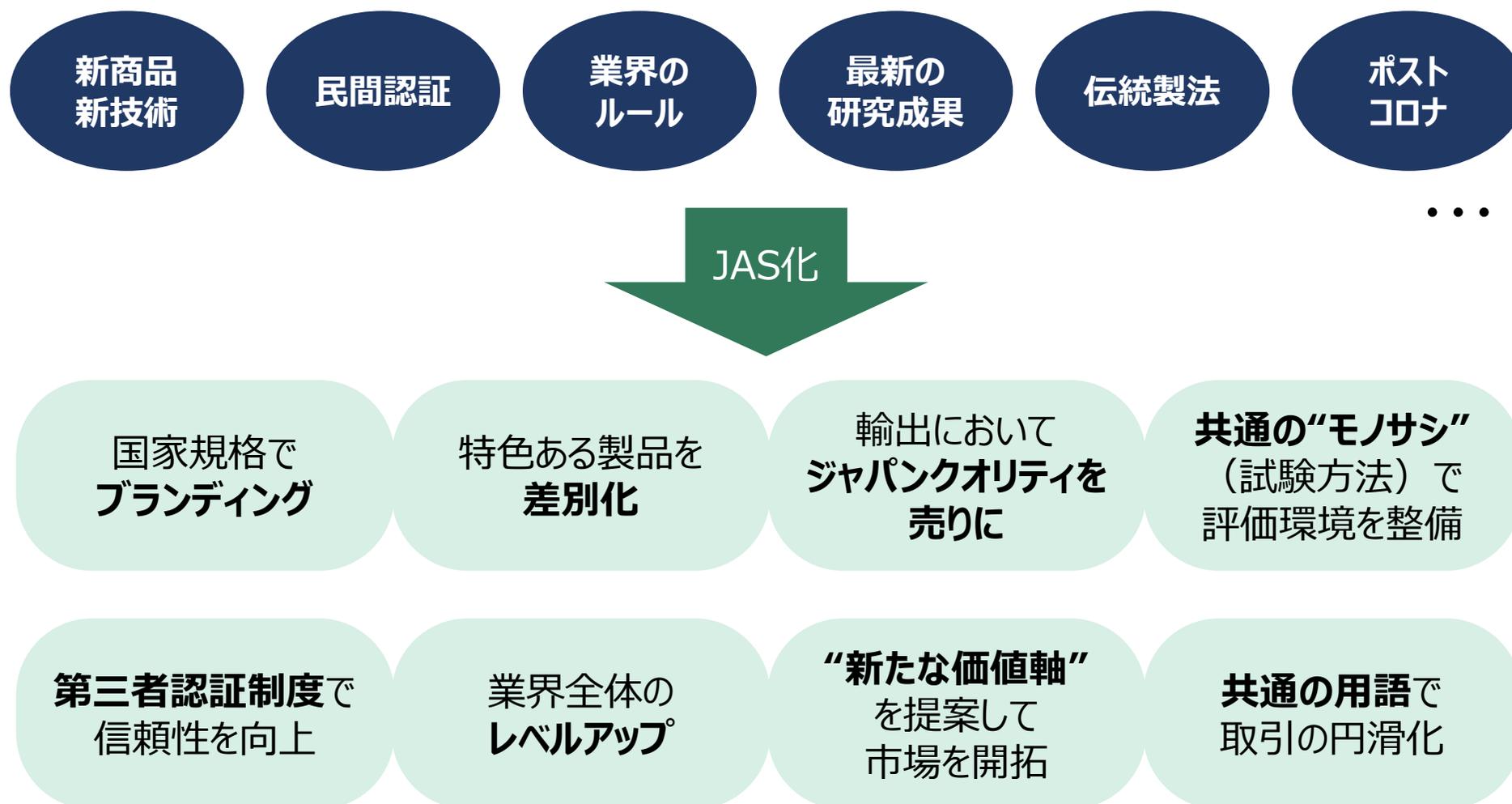
- ◆ JAS制度には、①モノ・サービス・取組などが規格に適合していることを第三者が確認する認証制度、②試験結果の信頼性を担保するための試験所の能力を確認する試験所制度が存在
- ◆ 認証を受けた事業者や、登録された試験業者のみがJASマーク利用可能とすることで、マークの信頼性を確保



JASにできること（活用事例）



- ◆ 事業者団体等からの提案により、JASの制定が可能
- ◆ 幅広いタイプの規格を作成できる（モノの品質、事業者の能力、試験方法等）



①しょうゆの日本農林規格の見直しについて

- しょうゆのJAS では、しょうゆの種類ごとに「色度」の基準値を規定。しょうゆは原料の蒸煮工程や食塩水の仕込み量など製法の違いによって、色の特性は様々
- たまりしょうゆの蒸煮工程において、大豆を蒸煮する機械が改良され効率的にうま味が抽出できるようになった一方、色の特性が変化
- このようなたまりしょうゆについてもJASの対象とするため、**たまりしょうゆの「色度」を改正**

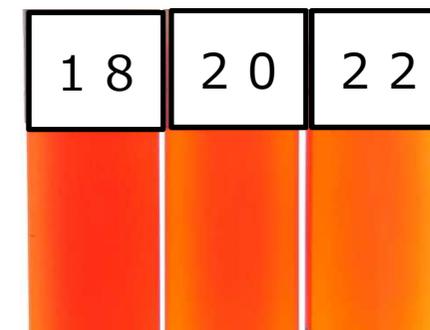
見直しの概要

- たまりしょうゆの色度を改正

【改正前】 しょうゆの標準色18番未満



【改正後】 しょうゆの標準色**22番**未満



※色度イメージ

②日持ち生産管理切り花の日本農林規格について その1

- 日持ち性の良い切り花への消費者ニーズが高いことから、国産切り花の日持ち性を向上させる生産段階の指標を規格化した日持ち生産管理切り花の日本農林規格を平成30年3月に制定
- 一方で、制定から現在に至るまで、認証機関となり得る団体が存在せず、認証の実績がない状況
- このことから、今般、申出者であるMPSジャパン株式会社が認証を行っている「リレーフレッシュネス（花き日持ち品質管理認証制度）生産部門」よりも上の基準に引き上げる改正を行い、認証機関の確保及び事業者の認証を目指す。また、併せて、平準化JASから特色JASに変更

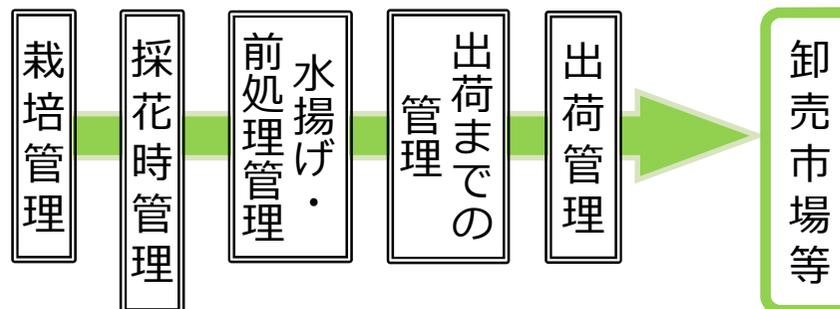
規格の概要

リレーフレッシュネス



リレーフレッシュネスよりも上の基準に改正

切り花の老化を促進する原因（エチレングス、糖質不足、水揚げ不良）を取り除くための管理方法、適切な品質保持剤の使用等を追加



切り花の生産状況

生産の状況	R元年度	R2年度	R3年度
生産数量(万本)	348,200	325,200	324,900
作付面積(ha)	13,800	13,410	13,280

平準化JASから特色JASへ変更



平準化JAS



特色JAS

③ 単板積層材 (LVL) の日本農林規格の改正について

- 単板積層材のJASについて、新たな製造・取引の可能性の広がりに対応するために、これまで二次接着を含め一貫工場でのLVLの製造をするものとしていましたが、他社で製造したJASのLVLを用いて二次接着し、製品を格付、出荷できるように規格を見直しました。

・二次接着の見直し



■ 消費地に近い、二次接着LVL工場で、需要に応じ、必要な寸法で二次接着し、JAS格付。

■ 原料をJAS格付されたものに限定し、二次接着後の製品の品質を安定。

■ 原料産地に近い一次接着LVL工場で、製造し、JAS格付。

【大型LVLの使用事例】

キッズドーム ソライ (山形県)



国際基督教大学 (東京都)



④障害者が生産行程に携わった食品の日本農林規格について その1



- 平成31年に「障害者が生産行程に携わった食品の日本農林規格」が制定され、農福連携（ノウク）が普及したことにより、商談の機会及び出荷量の増加、障害者の賃金向上等に寄与
- 現在の適用範囲である「生鮮食品」、「加工食品」に加え、「鑑賞用の植物」を追加
- 適用範囲の拡大に伴い、規格名を「障害者が生産行程に携わった食品及び鑑賞用の植物の日本農林規格」に変更
- 格付数量は増加傾向であり、当該JASの認証を取得したことで、販路が拡大するなどの効果が得られていることから、当該JASは取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大に寄与していると判断
- 適用範囲を拡大することで、農福連携（ノウク）の普及を加速させ、今後も高付加価値及びこだわりのある特色JASとしての役割が発揮されるものと思料

ノウクJASの活用状況			
	R元年度	R2年度	R3年度
認証事業者	10	15	34
ノウク生鮮食品の格付数量(kg)	16,458	152,540	782,253
ノウク加工食品の格付数量(kg)	284	919	1,874

ノウクJAS認証取得の効果*	回答
イベント出店等の依頼が増えた	8
商談の機会や問合せが増えた	7
販路が拡大した	5
出荷量が増えた	4
売上げが伸びた	3
賃金が向上した	3
販売単価が上がった	2

* 認証事業者を対象としたアンケート調査結果
回答数：25（複数回答可）

④障害者が生産行程に携わった食品の日本農林規格について その2



適用範囲の拡大

観賞用の植物

【切り花類】

切り花（きく、バラ など）
切り葉（ヤシの葉 など）
切り枝（さくら など）



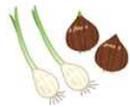
【花木類】

つつじ など



【球根類】

チューリップ
ゆり など



【花壇用苗もの類】

パンジー、ペチュニアなど



【芝類】

造園用等養成されているもの

【鉢もの類】

シクラメン、ラン、観葉植物、盆栽 など

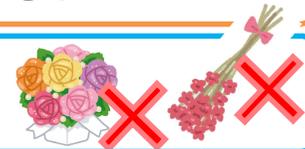


【地被植物類】

ササ、蔓類等地面や壁面の被覆に供するもの

対象外

ブリザードフラワー、ドライフラワー など



生産の方法（観賞用の植物）

- 障害者が主要な生産行程に携わっていること（育苗、除草、収穫、出荷 など）

例：障害者が除草、収穫に携わった場合



- 消費者等から問合せがあった場合、障害者が携わった生産行程を情報提供すること



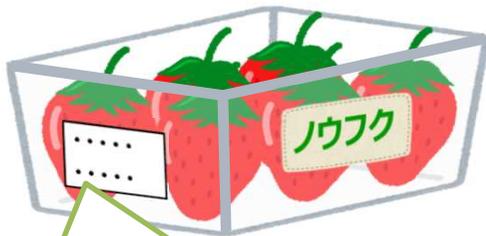
この花は**除草と収穫**の作業に障害者が携わりました。

④障害者が生産行程に携わった食品の日本農林規格について その3



ノウフク生鮮食品

- 次の事項を、ノウフク生鮮食品、包装・容器若しくは送り状又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示すること
 - (1) “ノウフク”という用語
 - (2) ノウフクの用語の説明



いちご（〇〇県産）
 〈問合せ先〉
 Tel : XXX-XXXX
 Lot : 20190129-XXX※



〇×協会
 ノウフクとは、障害者が農林水産業に就労し、農林水産物生産行程に携わる取組みのことです。

※作業記録を特定するための識別番号

ノウフク加工食品

- 次の事項を、包装・容器に表示すること
 - (1) “ノウフク”という用語
 - (2) ノウフクの説明
 - (3) ノウフク生鮮食品を原材料に使用している旨
 - (4) 原材料にノウフク生鮮食品と同一種類のものを使用した場合は、ノウフク生鮮食品の重量割合を表示すること



ノウフク観賞用の植物

- 次の事項を、ノウフク観賞用の植物、包装・容器若しくは送り状又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所に表示すること
 - (1) “ノウフク”という用語
 - (2) ノウフクの用語の説明



チューリップ
 〈問合せ先〉
 Tel : XXX-XXXX
 Lot : 〇〇-XXX※



※作業記録を特定するための識別番号

ノウフクJASの認証品目に「観賞用植物」を新たに追加した背景

2023年12月19日
一般社団法人日本基金

ノウフクJASの認証品目に観賞用植物を追加した背景

- ◆ ノウフクJASが制定(2019年3月)されて4年が過ぎる中で、農福連携に取り組む事業所は増加しており、農林水産省の調べによると2022年度末の農福連携の取組主体数は6,343(うち、障害者就労施設は3,292)で、2019年度末から約2,200増加している。
- ◆ 農福連携で生産される生産物は、生鮮食品や加工食品だけではなく、花きの生産に取り組む事業所は、日本基金が2022年福祉事業所を対象に行ったアンケート調査結果によると、回答のあった544事業所のうち、花きを生産している事業所は約9%(50事業所)あり、これに2022年度末の障害者就労施設3,292を乗ずると、約296の福祉事業所において花き生産を行っていることとなる。
- ◆ ノウフクJAS制定後、花き生産に取り組む事業所やJAから花きでノウフクJASを取得することができないかといった問い合わせが数件寄せられており、農福連携施策を行っている農林水産省農村振興局都市農村交流課にも同様の問い合わせが寄せられているところでもあることから、ノウフクJASの認証品目に花きを追加することについて検討を行うこととし、新たに観賞用植物として認証品目の追加を行ったところである。
- ◆ 花き等でノウフクJASの認証を取得したい事業者は一定数あるものと期待できることから、認証の取得見込みがあると判断できる。さらに、認証の対象を拡大することで、人や社会・環境に配慮した消費行動(エシカル消費)を望む購買層により訴求することが可能になり、一般消費者の合理的な選択の機会の拡大が図られることが期待される。

農福連携の取組主体数について（令和4年度末）

- 平成31年4月、農福連携の全国的な機運醸成を図り、今後強力に推進するため、内閣官房長官を議長とした省庁横断の「農福連携等推進会議」を設置。令和元年6月には、同会議において、今後の取組の方向性を「農福連携等推進ビジョン」として決定。
- ビジョンでは、今後5年で、農福連携に取り組む主体を新たに3,000創出するとの目標を掲げた。
（*注：令和元年度末から、令和6年度末にかけて）
- 農林水産省は、この目標の達成に向けて、農福連携の取組主体数の現状を把握するために、関係機関と連携して調査を実施し、令和4年度末時点において把握した結果を取りまとめた。

令和4年度末時点において把握した農福連携の取組主体数の内訳

（括弧内は前年度調査結果）

①農業経営体等による取組

農林水産省・都道府県・JA全中・JA全農調べ

取り組んでいる農業経営体等数（a）	3,000（2,672）
【参考】全国の農業経営体等数（b） （2023年農業構造動態調査から）	929,400
【参考】（a）／（b）	0.32%

令和4年度において取り組んでいた農業経営体・JA

②特例子会社による取組

農林水産政策研究所調べ

取り組んでいる特例子会社数（a）	51（50）
【参考】全国の特例子会社数（B） （令和4年6月1日時点）	579
【参考】（a）／（b）	8.81%

令和4年度において取り組んでいた特例子会社

③障害者就労施設（A型）による取組

厚生労働省・都道府県調べ

取り組んでいるA型事業所数（a）	641（544）
【参考】全国のA型事業所数（b）	4,010
【参考】（a）／（b）	15.99%

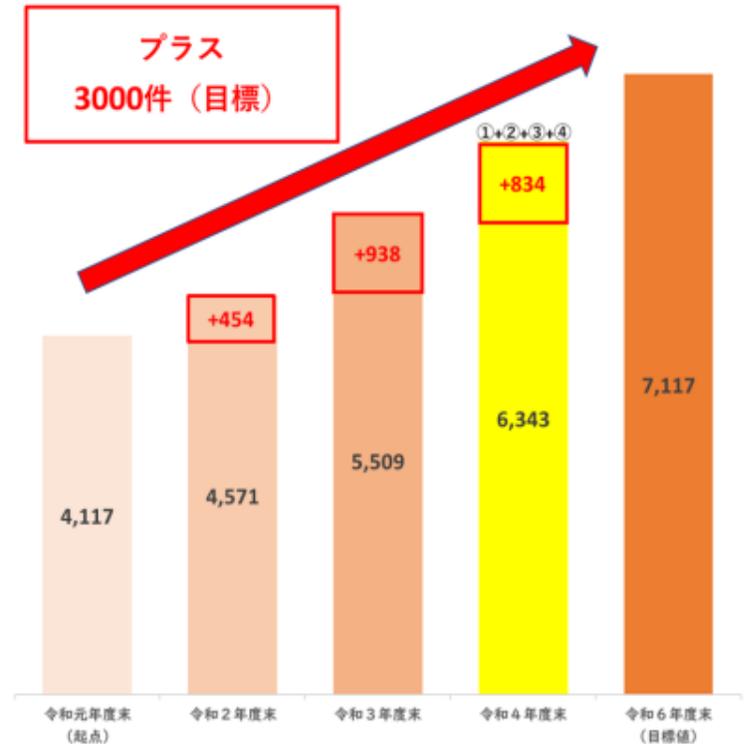
令和3年度において取り組んでいた障害者就労施設

④障害者就労施設（B型）による取組

厚生労働省・都道府県調べ

取り組んでいるB型事業所数（a）	2,651（2,243）
【参考】全国のB型事業所数（b）	14,393
【参考】（a）／（b）	18.42%

令和3年度において取り組んでいた障害者就労施設



観賞用植物の範囲

観賞用の植物として含まれるものとして、「花きの振興に関する法律」の第2条において、「花き」とは、観賞の用に供される植物をいうと定義されており、具体的には、切り花類、鉢ものの類、花木類、球根類、花壇用苗ものの類、芝類、地被植物類とされていることから、これらを観賞用の植物に含めることとしたい。

花き

【切り花類】

キク、バラ、カーネーション等切り花、ヤシの葉等切り葉、サクラ等切り枝

【花木類】

ツツジ等庭木に使われる木本性植物で緑化木を含む(鉢ものとして生産されているものを除く)

【花壇用苗ものの類】

パンジー、ペチュニア等

【芝類】

造園用等養成されているもの

【鉢ものの類】

シクラメン、ラン、観葉植物、盆栽等

【球根類】

チューリップ、ユリ等(食用に供されるもの除く)

【地被植物類】

ササ、蔓類等地面や壁面の被覆に供するもの

「山野草」や「林木」について明確な規定はないが、観賞用に仕立てをして栽培されているものは花きとして取り扱うことが妥当

【山野草】

野外に自生する草本、低木及び小低木の一部等



【林木】

スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、カラマツ等

